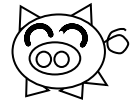


相続手続きが少し楽になる ～法定相続情報証明制度～

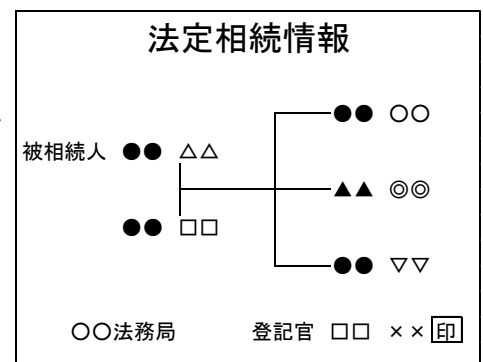
令和2年11月作成



相続の手続きなので、思いのほか**手間がかかるのが銀行口座等の「名義変更手続」**です。相続が生じた場合、公正証書遺言があれば基本的に戸籍等により相続人を特定する必要がないため、名義変更の手続きも比較的スムーズに行うことが出来るのですが、そうでない場合、**従前はお亡くなりになった人が生まれてから死ぬまでと、相続人の現在までの戸籍謄本すべてを、各名義変更手続きを行う必要がある機関（以下「銀行等」と言います）に提出し、確認を受ける必要がありました。**最近の戸籍謄本は電算化されているため読みやすいのですが、古いものは手書きで作成されているため、確認に時間がかかります。また、原本は通常返却してもらえないため複数戸籍謄本等を取得しなくても手続きは出来るのですが、**手続きする銀行等がコピーを取り、内容を確認するため、その場合はさらに時間がかかることとなります。**その手間を省略できるようになったのが**「法定相続情報証明制度」**です。法定相続情報証明書は相続税の申告にあたってでも利用できます。

制度の流れとしては、①戸籍謄本等を収集し、②法定相続情報一覧図を作成、③申請書とともに①②の書類を法務局へ提出する、ことにより④法務局で内容を確認し、⑤法定相続情報証明書の交付を受ける、ことが出来ます。

また、**法定相続情報証明書は、5年間法務局に保存され、その期間内であれば何度でも請求することができます。**但し、注意が必要なのは、**当初一覧図の保管等申出をした申出人に限られている**為、他の相続人が再交付を受けるには、当初の申出人から委任状を取得する必要があります。この**法定相続情報証明書は何枚でも無料で取得することができます。**そのため、**手続きが必要な銀行等の数だけ最初から請求しておくのが良い**でしょう。



法定相続情報の申出をすることができるのは、次の地を管轄する登記所のいずれかです。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地

申出は郵送によることも可能です。また、代理人による申し出もできますが、代理人となることができるのは法定代理人のほか、①民法上の親族、②資格者代理人（税理士、司法書士、行政書士、弁護士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士及び海事代理士に限られます）がいます。

なお、最近では国際結婚をしているケースも増えてきていますが、被相続人や相続人が日本国籍を有しないため戸籍謄本等を添付することができない場合、本制度は利用できないことになっている点も注意が必要です。

手続きする銀行等が少ない場合には本制度を利用しないほうが、手間が少ないこともありますので、各状況に応じて利用を検討してみてください。